

# 五所川原市との市町村合併に関する協議結果報告会

11月27日(金)、鶴田町国際交流会館において、五所川原市との合併協議についての結果が、町民の方々へ報告されました。当日、会場において町から報告された内容を町民の皆さまにお知らせします。



△冒頭のあいさつで合併に到らなかった経緯を述べる中野町長

## 合併の正式な申し入れを行い 5項目に対し町側の意見集約する

五所川原市との合併協議については、去る5月に実施いたしました町内5地域での合併説明会を始め、各種委員等への説明会を経て合併へのご理解の下に去る6月1日に五所川原市長へ申し入れをいたしました。五所川原市においては、合併の申し入れを真摯に受け止め、市議会とも相談をしたいが、五所川原市は旧金木町、旧市浦村と合併して以来、行財政改革を断行し、厳しい財政運営を行ってきたところであり、ようやく合併のまとまりが見え始めた矢先に、今回鶴田町からの申し入れがあったもので、新合併特例法の期限までに時間も少ないが、今後の協議に掛かっていると市長の表明でありました。

五所川原市側の市議会への説明では、合併の日程をスムーズに進めるためにも市側の方針として5つの項目を鶴田側に示し、その条件が調うならば法定協議会に移行

する方針とし、そのことを7月10日に副市長、総務部長が来庁され、合併に関する5項目の条件として口頭により説明されました。詳細については新聞等で示されているとおり、

- 1、在任・定数特例での議員報酬の扱い。
- 2、税金・保険料の市との一元化。
- 3、市と異なる制度・施設の廃止。
- 4、学校を除く公的施設は、合併後に存続・廃止を検討する。
- 5、未着手事業の合併後の再検討。

が主な内容ですが、文書で示されたものではありませんでした。これを踏まえて町では、7月15日の町議会第5回合併促進特別委員会に、市側の条件内容と新聞からの5項目、そして前日に五所川原市から送られた両市の事務事業制度の比較表を示して説明し、協

議したところ、個々具体的に町の考えを示すべきとの意見集約がなされたことから、再度、町の方針案を7月21日の第6回合併促進特別委員会に示し了承されました。その内容は、

- 1、在任・定数特例での議員報酬の扱いについては、在任特例とし、鶴田町の議員は鶴田町の報酬のまま五所川原市の任期まで在任するものとする。
- 2、税金・保険料の一元化については、基本的には五所川原市の制度に合わせることにするが、不均一課税(5年以内)を適用してほしい。(法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料)

- 3、市と異なる制度・施設の廃止については、五所川原市の制度に合わせることにする(保育料、住民票・戸籍等各種手数料、集会使用料、上下(農集)水道料、各種健診)が、児童育成支援金、長寿祝金、敬老年金は、鶴田独自の事業であり、継続してほしい。

その他残してほしい事業として挙げたものは、丹頂鶴自然公園、富士見湖パーク、フッドリバー市との姉妹都市交流、つるたまつり



△検討会での様子を伝える 當麻合併促進特別委員長

(桜まつりを含む)、ふるさと鶴田会、町民ふれあいスポーツフェスティバル、朝ごはん条例、町特産果樹生産振興に対する支援措置の充実。

4、学校を除く公的施設は、合併後に存続・廃止を検討することについては、そのとおりで、合併協議会では協議事項にしない。

5、未着手事業の合併後の再検討については、合併協議会では協議事項にしないということで理解するものの、鶴田小学校の改修、梅沢小学校、給食センター、公営住宅の建て替えについては、懸案事項として今後の事業に残して欲しいとの内容であります。

また、その他としてこれらの5項目について協議するため合併検討会の設置をお願いいたしました。

## 検討会の結果 合併については 見合わせることで決定

その結果、五所川原市側から検討会を設置する旨の回答をいただき市側から議員10人と副市長、総務部長を加えた12人、町側から議員4人と副町長、総務課長の6人による検討会が設置され、去る9月4日に両市町の委員により第1回合併検討会が開催されました。

しかしながら、第1回検討会においては、市が断行している行財政改革に相応しくない回答だとか5項目の回答については検討されることなく、第2回合併検討会においても同様の状況で、鶴田町が主張する新合併特例法による交付金等のメリットにはあまり繋がらないとする意見などもありました。町側とすれば、検討会の協議の中で例えば、不均一課税は法律上は5年以内だが、2、3年でどうかとか、町独自の児童支援金や福祉制度についても緩和措置を設けていたどうか、町側も町民の要望等が要求通り通るとは思わないうちに、お互い十分検討し調整を図っていただけることを期待し、検討会設置をお願いした訳であります。検討会においては当町の要望事項の一つ一つについて検

討していただくよう要望しましたが、残念ながら踏み込んだ議論に入ることはありませんでした。検討会での内容は全て当町議会特別委員会に報告しております。五所川原市側としての回答は、一貫して不均一課税は一切認められない。町独自の福祉事業は廃止。姉妹都市交流、ふるさと鶴田会、町民ふれあいスポーツフェスティバルは自前(助成金なし)で実施することが条件であります。

この回答に対しては、9月30日の第9回合併促進特別委員会において五所川原市側の回答を受け入れることは難しい、このことを第3回検討会を開催していただき伝え、その後町民へ報告したいとする意見集約がなされ、10月16日第3回合併検討会において、五所川原市は新市として市民の協力を得ながら行財政改革を実施してきたが鶴田側の要望を受け入れるとなると新市全体に影響が及ぶことや新合併特例法の期限内ではスケジュール的に困難であることから、今回の合併申し入れについては見合わせたい。就労圏や医療圏、生活圏など広域行政が同一である

五所川原市と鶴田町の将来を見据えた場合、市町村合併は今後も検討する課題であり今後両市町においてこの検討会を足がかりとして綿密な連携と協力を図り気運が高まった際には再度勉強することとし、発展的に解散することに至った次第であります。以上経過報告とさせていただきます。

以上により町合併促進特別委員会も町議会12月定例会において全員の賛同を得て解散いたしました。

平成21年11月27日



△町民からは厳しい行財政を乗り切るため、官民一体となった取り組みへ建設的な意見が出されました。